

最近の温泉行政の動き

平成13年6月27日 「温泉法の一部を改正する法律」

(平成13年法律第72号) 公布

温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の届出と温泉成分の分析機関の登録制度を整備。

(改正のポイント)

- 1 温泉の掘削等の許可の失効手続きの迅速化
- 2 温泉の成分等の掲示の届出の義務付け等
- 3 温泉分析機関の都道府県知事への登録

平成14年4月1日 「温泉法の一部を改正する法律」施行

平成15年8月 「温泉の保護と利用に関する懇談会」設置

平成16年6月 「温泉の保護と利用に関する懇談会」報告取りまとめ

(報告のポイント)

○主な問題点として、

- ① 温泉資源の制約の顕在化、
- ② 温泉の質や衛生面での国民の不安や不信、
- ③ 各温泉地の利用状況における明暗の拡大 の3点を指摘。

○これらに対する課題として、

- ① 温泉源の保護 (温泉法の各種許可等による対応可能性、改善点等の検討)、
- ② 温泉利用の適正管理と情報提供 (事業者の取組みを基本としつつ、温泉法の掲示内容や利用基準の見直し検討)、
- ③ 魅力ある温泉地づくり (地域ぐるみの取組みの促進、国民保養温泉地のあり方検討) を提示。

○その他、温泉源の保護、温泉の利用等に関する温泉事業者や国民への呼びかけも盛り込まれた。

平成16年7月以降

一部の温泉地において、表示なく温泉に入浴剤を添加するなど温泉を巡る問題が発生

(1) 表示なく入浴剤等を使用していた事例

○長野県白骨温泉の一部施設

⇒ 白骨温泉旅館組合など4事業者について、長野県が不当景品類及び不当表示防止法違反（不当表示）にあたるおそれがあるとして、注意を行った。

(2) 水道水等を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させるような行為

○福岡県の公衆浴場

⇒ 公正取引委員会が、不当景品類及び不当表示防止法に違反するおそれがあるものとして警告を行った。

○群馬県伊香保温泉などの一部施設

⇒ 伊香保町の7施設について、群馬県が不当景品類及び不当表示防止法に基づき立入検査を行い、うち5施設に対し、同法の規定に違反するおそれがあるとして、注意を行った。

(3) 温泉であるにもかかわらず温泉法の許可を受けないで利用している事例

○宮城県作並温泉の1施設

⇒ 温泉法違反の疑いで、宮城県警が旅館経営者を逮捕

平成16年10月 中央環境審議会自然環境部会「温泉小委員会」設置

温泉小委員会の設置について（平成16年10月12日自然環境部会決定）

中央環境審議会議事運営規則第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、温泉小委員会を置く。
- 2 温泉小委員会は、温泉事業者による表示のあり方など温泉に関する喫緊の課題等の検討を行う。
- 3 温泉小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

平成16年11月 「温泉事業者による表示の在り方等について」

中央環境審議会へ諮問

(諮問理由)

表示なく温泉に入浴剤等を使用する事例等が判明したことを契機として、温泉事業者による利用者への情報提供について国民の関心が高まっている。このような状況を踏まえ、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題への対応について、貴審議会の意見を求めるものである。

平成17年2月10日 「温泉事業者による表示の在り方等について」

中央環境審議会から答申

(答申のポイント)

温泉利用施設において義務付けられている温泉成分、禁忌症等の掲示事項に新たに次の事項を加える。

1. 温泉に水を加えて利用する場合は、その旨及びその理由
2. 温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由
3. 浴槽で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
4. 温泉に入浴剤を添加し、又は温泉を消毒して利用する場合は、添加した物質の名称又は実施した消毒方法及びその理由

さらに、中長期的課題として

- ・ 温泉資源の保護対策
- ・ 温泉成分の有効期間の設定
- ・ 温泉利用許可の更新制
- ・ 温泉の魅力を高める総合的な方策
- ・ 温泉を核としたまちづくり
- ・ 清掃・衛生管理 等について取り組むことが求められた。

平成17年2月24日 「温泉法施行規則の一部を改正する省令」

(平成17年2月24日環境省令第2号) 公布

(温泉法施行規則の改正内容)

温泉法(昭和23年法律第125号)第14条第1項に基づく温泉の成分等の掲示について、従来の掲示項目に加え、温泉成分に影響を与える以下の項目を追加して掲示することとした。

- ①温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ②温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ③温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- ④温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

平成17年5月24日 「温泉法施行規則の一部を改正する省令」施行

<最近の温泉地における事故等について>

○東京都北区の温泉掘削現場におけるガス噴出・火災事故

(平成17年2月10日発生(けが人なし))

温泉掘削現場で噴出した天然ガスによる火災が発生。

その後、東京都は掘削許可を取り消し、原状回復がなされた。

○秋田県泥湯温泉における硫化水素ガス死亡事故

(平成17年12月29日発生(4名死亡))

旅館から少し離れ、冬季は閉鎖されている駐車場近くで発生。積もった雪の中に自然にできた空洞(くぼ地)に硫化水素ガスが滞留し、高濃度になったところに雪を踏み抜いて転落した可能性が高いとみられている。

○秋田県乳頭温泉郷雪崩事故

(平成18年2月10日発生(1名死亡、16人負傷))

秋田県仙北市の乳頭温泉郷の旅館「鶴の湯温泉」付近の斜面で雪崩が発生した。入浴中の客15人と屋外配管作業を行っていた作業員2人が雪崩に巻き込まれた。

平成18年3月1日 「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等
に関する基準」を告示（平成18年3月1日環境省告示
第59号）

温泉には種々の成分が含まれており、その利用方法を誤ったり、あるいは、温泉の利用施設等の管理が適切でない等のため、人体に思わぬ障害を与える場合があることから、昭和50年7月に、「温泉の利用基準について」（環境庁自然保護局長通知）を発出し、適正な温泉の利用がなされるよう周知を図っていたが、秋田県泥湯温泉において硫化水素ガスが原因となる死亡事故が発生したことなどから、改めて、硫化水素含有泉施設における温泉利用施設の設備構造等基準を告示し、更なる注意喚起を行った。

男性作業員が死亡



雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら
二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉

鶴の湯温泉 雪崩事故

入浴客ら15人けが

高さ30メートル、幅50メートル崩れる



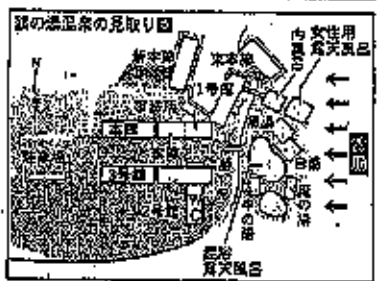
(本紙記者)十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉

十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉



鈴木 大 記者

十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉



十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉

十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉

十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉

十四日午後十時二十分、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉で、高さ三〇メートル、幅五〇メートルの雪崩が発生した。入浴客ら一五人がけがを負った。事故発生後、救助隊員らが現場に駆けつけ、雪の中から救出された男性を擁護する救助隊員ら二十夜九時三十分ごろ、仙北市田沢湖の鶴の湯温泉

